

# 岐阜県公報

号外(四) 平成三十年三月九日

## 目次

告示

知事指定薬物の指定の失効

(薬務水道課)

ページ

## 告示

岐阜県告示第百二十六号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 失効する知事指定薬物の名称

- 1 N (四) フルオロフェニル N (一) フェネチルピペリジン 四 イル  
イソブチルアミド及びその塩類(通称四F iBF、四 FIBF、四 Fluoroisobutyryl fentanyl)
- 2 N (四) クロロフェニル N (一) フェネチルピペリジン 四 イル  
ソブチルアミド及びその塩類(通称四Cl iBF、四 Chloroisobutyryl fentanyl)
- 3 N (一) フェネチルピペリジン 四 イル N フェニルテトラヒドロフランニカルボキサミド及びその塩類(通称Tetrahydrofuranlyfentanyl、THF F)
- 4 N (二) メトキシベンジル Nメチル (四) メチルフェニルプロパニ アミン及びその塩類(通称四 MMA NBOMe)
- 5 一 (三)・五 ジメトキシ 四 プロポキシフェニル(プロパン ニアミン及びその塩類(通称三C P))

### 二 失効の理由

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)

平成三十年三月九日

三  
当該知事指定薬物が条例第二十条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。  
指定の効力を失う日  
平成三十年三月十日

平成三十年三月九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社